

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（公開買付けの適用除外となる買付け等） 第七条（略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）<u>第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等</u></p> <p>四 <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号八の交換により行う株券等の買付け等</u></p> <p>3～5（略）</p> <p>（公開買付けによらないで買付け等ができる場合） 第十四条の三の六 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と</p>	<p>（公開買付けの適用除外となる買付け等） 第七条（略）</p> <p>2 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（公開買付けによらないで買付け等ができる場合） 第十四条の三の六 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と</p>

<p>三二五 (略)</p> <p>第十四条の三の四の二項及び三項を削る</p> <p>第十四条の三の四の二項及び三項を削る者が第七条第二項及び三項を削る</p>	<p>三二四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>一 (略)</p> <p>の。</p>
---	---